

菅家遺誠とその和魂漢才説 (二)

加藤 仁平

前篇 菅家遺誠の諸本及び和魂漢才碑の研究

第二章 菅家遺誠の板本に就いて

寫本として現はれた菅家遺誠はやがて板本として行はれた。そして其の頃例の二章が竄入され次いで和魂漢才の石碑となつて思想界に異常の刺戟を與へた。是等の板本及び石碑は和魂漢才説研究の參考資料としてその竄入と竄入後の流行との経過を物語るものであると共に、その竄入とその流行との結果でもあつた。本章に於ては私の知り得た木活と木版と活版との三方面に互る次の九種類について概説して見たいと思ふ。是等の序跋の中には嘉永五年版丙本に見えるやうな長いものもあるが資料としては何れも重要なものであるから茲には煩を厭はずその全文を掲げる事とした。

一、神宮文庫藏刊本 神宮文庫圖書目録に「刊」どのみあるもので、同文庫からの御示教によれば木活本で序もなく跋もなく年代は全く不明であり、且つ第一卷末の「凡神國一世云々」凡國學所要云々の例の兩章も無いとの事である。

二、内閣文庫藏本 同文庫の目録によれば二卷、活字版、一冊とあつて年代が載つてゐない。同文庫は震災大損による改繕工事の爲め昨秋以來所藏圖書全部を構内の一隅なる櫓の中に堆積してあつて只今搬入整理中なので久しく調査をお願するこゝとが出来なかつたけれども、最近漸く和書の搬入を了へられたとかで、早速同文庫の樋口龍太郎氏から御示教を得た。それによれば序跋なく第一卷末に例の兩章なく、木活にして二卷七枚(一枚につき二十行)より成り、表紙無く、神宮文庫のと同様のものと思はれるとの事である。

三、嘉永五年版甲本(皇紀二五一二) 私の見た限りでは表紙は柿色で本文は十一枚二千百五十三字から成り、最初に次に掲げたやうな北野寺務宮院家法雲院僧正光通の謹識した序文を附してゐる。四に述ぶべき序文の二つあるものに對して假にこれを嘉永五年版甲本と稱し彼を乙本と名づけ更に序跋の多數ある五に述ぶべきものを丙本といつておく。序に曰ふ。(本章掲載の序跋原文に横點なし)

方今天下廟祀之盛莫 菅公如焉、德業文章之美亦莫 公如焉、蓋古之名臣或有功業、而德望不著、或有德望、而文章無聞、惟 公獨兼有之、宜矣、威靈悠久、而與天地無疆也、
 公會錄遺誠、以爲後世之教、蓋雖僅々小冊、然所謂吉光片羽、亦足以補風教、裨國家矣、而其中要語、二則、爲讀漢籍者、下頂門一針矣、紀維貞特表章此、勒之石、以建於北野 菅祠、可謂善得 公之遺志者也、今茲嘉永壬子、二月、適值 公九百五十年忌辰、海內無不波馳麴集、欽慕德容、供奠香火、幸得賴此書、以仰盛德、以想音容、豈非人々之至願耶、而其書流傳至尠、魯魚殊多、我 王府舊藏一本、因梓以行世、欲與天下共之、則補風教、裨國家者、未必非 公之遺志也、詩云、靖共爾位、好是正直、神之聽之、介爾景福、是梓行之意也、

寫本の部で述べたやうに現在には存しないらしい(最近山田茂助氏の話によると五十餘年前佛書を除いて圖書等の倉庫一棟を競賣に附したが三百圓で大阪の前川善兵衛氏の手に落ちて今では全く散佚して了つたとの事である。)が京都曼殊院の舊藏する一本に據つて版を起した事はこの序によつて認め得られる。多分竹内御所即ち曼殊院の私版であらうと思ふ。文久元年版の菅爲定の序にも「在京師先既鐫行」と見えてゐる。嘉永五年は菅公九百五十年の大祭を行ふ年であるから北野神社としては莫大な寄附の集つた時でもあり、菅公宣傳に相應した時でもあるから「神社にも

定めて出版の金などは十分にあつたであらう（山田宮司のお話に據る）この事である。而して第一卷末に例の兩章を載せた上で右二則者遺誠中之眼目也既記於北野社東之碑焉學漢籍者可用心之第一也と書いてゐる。

北野神社の文庫や大阪天滿宮の文庫同社務所報を初め坊間にも時々見受けられるとの事である（京都某和本屋の話に據る）私の最初に手に入れたのも亦之である。右光通の序文は次に述ぶべき乙丙兩本と共通であり、一々の文字に就いて見れば殆ど同一の板木を使用したであらうと思はれ、若し別種のもものと見ても少くとも一方によつて他方の板を起したとしか考へられぬ程凡ての文字の一劃々々が同一であるけれども各頁の大きさに幾分の差があり、又本文に於ても同じく各頁の大きさが違ひ、且つ官管の目を悉く臣と誤つてをり、瓊杵之尊を瓊二杵之尊とし、齋卜兩家を齋卜兩家とし、木冠を本冠とし、陛下を階下とし、役を人扁に、格を手扁にしてゐるやうな多くの異同を發見するから、同じく嘉永五年の序文はあるけれども比較的初のもので學問の淺い板下書きの誤かとも察せられる。文學士鈴鹿三七氏所藏のものは同氏曾祖父君筑前守連胤翁手澤のもので、齋役官管の誤字を朱で訂正してゐる。家藏の者を之に比較すると形式内容凡て殆ど同一であるが唯一つ光通序中僅字だけ

が明に異つてゐる。従つて出版の時も相違してゐると見なければならぬと思ふ。

四、嘉永五年版乙本(皇紀二五一二) 最初に次のやうな嘉永壬子仲春正三位大常卿大中臣教忠撰並書の序を掲げ第二に甲本の條に述べた僧正光通の序を掲げてゐる。

盖中古 朝廷所以設太學及遣唐使留學生者、將資彼制度文物以飾我治具耳、若夫國祚悠久萬世不拔之基、在風俗之質慤與人心之義烈、而不在制度文物、文物既備矣、治具既張矣、無復所資於西蕃、此 菅公所以罷遣唐使也、留學生在唐、或艷其文物、受其官爵、辱國亦太甚矣、此公之所以垂和魂漢才之誠也、然寓其地、化其俗、猶或可恕、猶惟近世學者身未嘗至其地、目未嘗窺其俗、而心已醉于空詞浮文之毒、動輒內彼外我、曰、中華曰、中國、曰、日東、曰、大東、曰、東方之國、甚者自稱夷人、噫、文之滅質、敗風俗、害人心、不亦酷乎、公之言曰、外蕃下裔之客來朝、寓鴻臚者、公卿不可往見、此數語、在今日實爲救時良藥矣、明氏之亡也、僧心越歸化、寓長崎、見一小兒誤觸楹傷頭、卽揮拳打楹、歎曰、若使我鄉人盡如此兒、豈至爲清虜所奪乎、可見西土人讀萬卷書、而不及我一小兒、豈非以空詞浮文之毒染心邪、本邦學者不省于此、相率誦此輩所著之書、而不知失固有之義氣、美俗而搖萬世不拔之基、可不深畏而重戒乎、此紀維貞所以表章此書也、世之學者宜三復此書而後讀漢籍、可以無大過矣、維貞又請公之裔孫黃門聰長卿書篇中要語二則勒碑、樹之北

野菅祠、憲章之意、可不謂勤矣哉、

筆者教忠は紀維貞の國基にも序を書いてゐるが、安政乙卯夏六月に於て正三位神祇大副の肩書をつけてゐる。尙詳細は公卿補任第十一卷(國史大系八五九頁)に見えてゐる。第一卷末に例の兩章を載せた上に「右二則者遺誠中之眼目也云々」と書いてゐる事並に枚數字數共に甲乙兩本と同じく文字は四丁の「糺」字を除き丙本と等しい。五嘉永五年版丙本、二つの序文も兩章の竄入もその注意書きも全然乙本と同一である。序跋の作者や内容から考へても、亦この注意書きから考へても北野建碑と嘉永五年版との密接なる關係を察することが出来る。この丙本には第二卷末に「やまとたましひ」やまごころ「やまごのころばへ」和魂「さえ」才「からざえ」和漢の才などの古典に於ける用例を源氏物語、今昔物語、鈴鹿本も家藏のも古昔物語と誤つてはゐるが、後拾遺和歌集、愚管抄及び百寮和歌より引いてゐる。

終に次に掲げるやうな長い和文の跋と、短い漢文の跋とを載せてゐる。後者は紀維貞のもので前者は北野宮につかふる松園坊前住現竹林坊法眼清根すがねのもので、大倉法橋書である。大倉法橋は大阪天満宮の和魂漢才碑を建てた篤志家で、元治刊行雲上明覽大全下學習院の條には「古書籍鑒定」としてある註、又竹林坊の名は嘉永頃の北

野神社の日記には月番などゝして度々見えてゐる。長い跋ではあるが材料提供の趣旨によつて敢て掲載する。但し萬葉假名は凡て常用のものに書きかへておく。

註 雲上明覽大全は天保十年十一月、弘化三年、嘉永三年、安政三年、文久二年三年及び慶應四年の分は京大圖書館に所藏してゐるが元治刊行の分がないから止むを得ず古事類苑文學部所載に據つた。

懸卷もあやに畏き皇が大御代の御榮ハやいはまくもあやにゆゝしき吾神垣の稜威の御盛はやそのかミ菅原院に化現ましゝて儒業を受繼給ふまにゝ其道の學ひハいふもさらなり何の道をもふかく明らめ給ひ天才世ニ似ずおはしまして内覽の臣ごめしまつはされ萬機をまつりこち給ふあまりに世を治る道はしも神國の妙に奇しきいはれ有ておのつからなる法ありといへども蜜にして充難きかゆゑに漢土夏段周三代の正經魯聖か約書を學ひて其法をかり用むに粗違はざる旨をさとし給ひ堯舜か治天革命の國風を賤しめ天孫ごこしなへに繼かせ給ふ大御國風の貴き事をほめて漢風によるましき筋を淺茅原つはらゝにことほり誠め置給へりしを畏みもうかゝひ奉るに弘仁九年の詔より天下の政を始め漢様によらせ給ふ事多からむにはおのつからなる皇國風もいつとなく漢土風にならひ

てふさはしからぬ筋のよりく交ぬへきをなほ漢學ひ盛なる御代にして大御み
 つからも其道を好ませ給ひなから賢き御心に遠く思ひはかり深くおほしおきて
 給へるなむあやに奇しき和魂のあらん神にましくけるさる御教へ言の菅家遺
 誠とて世に傳り残れるを紀維貞うまく讀考へてかゝる尊き御教へ書のありとた
 にしれる人の少きを歎き天下にひろめましくおもひおこして其寫卷の古きをさ
 くり求め異同を考合せ誤を正してそか中よりむねと尊き二章を拔出し菅黃門聰
 長卿の御筆をこひなほ御圖をとりて神慮を窺ひ定め石にゑらせて吾御社の側ニ
 建たるは今年九百五十年の御遠忌に當らせ給ひ都鄙こそりて詣來む人々に遍く
 しらしめいや益々に神威の耀き給む事を仰き尊ひたる仕業にして神の御慮に叶
 ふへくなむ今の世中御國學ひさかりに成もて行時に逢ひてその方に心よする輩
 はこの御文の幸に残れるをよろこひて人にいひさとすをしへの便ともなすへき
 になかくさはおもはて後世人の僞りかける文なるへきなど疑ひ誹れる人の
 有とか聞ゆるはいかにそやおのかちいさき管見のさかしらにはこりて、天満神
 の御慮にそむかむ事をも恐さるは罪深き痴人なるへし穴あさましやさはさて聖
 廟と仰きもの學ひの遠津御祖とあかまへ尊ひて道々の榮を願ひ月日に並へ稱へ

て夜の守晝の守の大御惠を蒙り一夜松にかけて君が八千代を祈りあるはぬれきぬを歎きて梅か香の闇にまとはぬしるへを得たらむ人もろくこの御遺誠の世に残れるを千年の後の大御費と捧げいたゞき常によみならひて天地とむた遠長き皇國の穩に治れる時代に逢るをよろこひ今の現にいますか如き大稜威のさきはひ給ふ恩頼をな忘れそね。

菅原の末野に残るをしへ草みちのしをりと誰かせさらむ。

嘉永五年の春此正本の奥に跋めきたることを書加へよどの需にまかせかしこひくかくしるすハ

といふのが清根のもので次が維貞のものである。

菅家遺誠一書、神意玄妙固非肉眼所得而窺知也、維貞且夕莊誦有年矣、近聞有國學者流疑其真僞、賣弄聰明、妄議先賢、吾不知其何心也、即出他人之手、苟可以訓人報國、則當尊信而表章之、況出公之手乎、和氣久公請書尾因題一言(訓點原文のまゝ)

右の和氣久公は曼殊院の侍である(座田司氏談)この版も亦曼殊院の私版であらうと思ふ。私の比較した次の三本は序跋本文ともに全然同一のものであるが而も其の他の部分に於て多少の異同を發見する。

1 河野本、表紙は柿色で黄が強く入つてをり他の二書に比して紙質が稍違つてゐる。而して卷末の「今昔物語」の今が正しく書けてゐる。

2 家藏本、表紙は柿色で黄が薄い。卷末の「今昔物語」の今が「古」になつてゐる。

3 鈴鹿本、表紙は水色で本の長さも右二書に比して二分五厘位長い。卷末の今昔は家藏本と同じく誤つてゐるが最後に石碑に關する維貞の注意書きを一枚張り付けてゐる。即ち

凡神國一世無窮之玄妙者云々

凡國學所要云々

嘉永元年戊申四月

ト神意紀維貞建之

此二則ハ北野社東門の内南手の横通り北側に建たる碑面の御文にて御遺誠中の眼目也されば和漢の學びする人はいふも更なりなへての人々も此御教のこゝろを辨へしらば神の御心になふべしとこたひ有志の某等相はかりて普く世上に知らせまほしと月毎の廿五日參詣の人々に施しあたへむとこひねがひぬ。

但 御遺誠の摺本ハ世上に賣買をゆるされず懇望の人々もおはさは北

野上の森學堂にまかりて申こはれなは望ミにまかざるべし

といつてゐる。黒川春村の碩鼠漫筆卷之十四に「往年嘉永のはじめに京師の官人座田某此中の二章を石に刻みて北野の社頭に建つといへる其摺本を獲て披き見しに云々」とあるのは當時のものと思はれるが黒川眞道氏の御示教によれば黒川家には現に之を所藏してをられるとの事である。

1 は河野鐵兜翁手澤本で京大圖書館に寄贈されたもの條數等について少しく朱筆の書き入れがあり、例の兩章の上にも二重圈點をつけてゐる。3 は鈴鹿文學士曾祖父君手澤のもので二丁表第一行の堺界の右に細塵通引の六字を朱で書き入れてゐる。(鈴鹿ツラ連胤——長存ヲカスエ——義鯨ヲ——三七)其の他のものは比較してないから明瞭でないが右の三種について考へても出版の時が凡て異つてゐるやうに思はれる。本書は京都の和本屋の話に坊間には珍しいとの事であるけれども、私の知り得たわけでも

4 皇室圖書寮の松岡文庫(女子學習院教授友納養徳氏報)

5 侯爵前田家圖書館(同館係報)

6 東京帝國大學附屬圖書館分館南葵文庫(同文庫報)

7 帝國圖書館(同館報)

を初め個人の家にも二三所藏してをられるのみか私自身も坊間から比較的骨折らずに手に入れた位であるから相當流布してゐるものではないかと思ふ。して見れば前述三本の外に更に諸種の異本がないとも斷言し得ないのであるから、序跋は同じく嘉永五年とあつてもその後度々板にしたものではないかと思はれる。

六、文久元年版(皇紀二五二二) 私の使用したのは九州の太宰府神社から惠贈されたもので、文久元年の序文はあるけれども印刷したのは最近のことと思はれるものである。板木は同神社に現存してゐるとの事である(同神社々務所報)から文久元年以來度々印刷されたことであらう。日本教育文庫家訓篇所收菅家遺誠の補訂臺本の一として、の文久元年版はこの太宰府版の事である(黒川眞道氏報)本文第一卷末に例の兩章が加へられてゐることは寫本の部で述べた通りであるが嘉永五年版にあるやうな「右二則者遺誠中之眼目也云々」の注意書きは無い。序跋が次に掲げる如く嘉永五年版と全然異つてゐるばかりでなく字體も全く相違してゐる。尤も本文に於ては嘉永五年版丙本第一卷第十章の紇。敵國が此版では糺。敵國となつてゐるのが主なる差で他には漢字の劃や送假名の差に過ぎない(嘉永五年版乙本は糺として本文は嘉永五年版と同じく十一枚二千百五十三字から成つてゐる。その中竄入され

た兩章の六十七字を減ずると二千八十六字となるが試に之を前章に述べた近衛家の寫本と比較して些細な字劃の差をも數へるとすれば三百四十七字の相違を發見する。重要な異同についての比較校合は後篇第二章のあたりで發表したいと思ふ。この太宰府版の序文は二つあつて第一のは文久紀元初夏權中納言菅爲定の筆に成り漢文を以て次のやうに書かれてゐる。

夫人之德義欽於正人君子則易感於愚夫愚婦則難 我邦古來盛德者何限於千百而其自今日識而誦之者唯好學尙古之士耳至頑夫蠢漢兒童卒隸無不感戴畏慕者獨我祖 神公而已矣可以見其德超絕尋常等倫也 公有遺誠二卷稿藏京師曼殊院及筑之太宰府在京師者先既鐫行筑之父老相謂曰我鄉爲 公之祠廟之地則 公之書可發之於彼而湮於此乎因相俱鐫之以貽四方慕 公者夫 公之言固非待鐫而行者況何擇京之與筑焉哉但其遠方父老樂從事於此以後人爲辱可以證盛德無所不至矣以余爲遠裔徵序言亦愛及屋烏之意也

この序文の執筆者たる菅原爲定は日記菅葉を通じて學習院研究の有力なる史料を提供してゐる人である。十三朝紀聞註卷七十五丁仁孝天皇の弘化二年十二月には學習院のことを記して「少納言菅原爲定、式部權大輔菅原順長爲有職學生」と並べ稱し

てをり、故事類苑文學部一一二二頁に元治刊行雲上明覽大全下を引いてゐるあたりにも五條宰相爲定卿の名があげてある。雲上明覽大全の慶應四年版には爲貴一爲定一爲榮の系圖を載せてゐるが、天保十年版には當主、五條式部大輔爲定卿、三十六、正三位、相撲之御家、百四十一石餘西殿町東角と見えてゐる。(國史大系本公卿補任參看) 註 從六位下行兵庫寮史生兼和泉椽源朝臣照矩編次男、正七位下長門椽源賴矩校、文久壬戌刊行、京大圖書館藏本に據る。

菅家遺誠ハすなはち菅はらの神のものしたまへりしをしへふミにしてすへての
 をちく春の夜のおほろけならぬ中に神なからなる大御國風のたふどき事をし
 もさどしたまひたるくたりありて當時漢學のさかむなりし大御代はさら也お
 ほんいつくしミの波やしまの外まてなかれ萬のくにまゐきたれらむ今のお
 ほむ時にあたりてはいよく此をしへことをまもり和魂漢才の本末をハ芳野や
 まよしとよくわきまへさらんにはおもはさるかたのあやまちもいてこんかしさ
 れどこの教ふみ世にしろ人まれに侍れハこたひ福岡の大城につかへらるゝ有志
 のものども相はかりて花くはし櫻木にやどし空せみのよにひろくなせりとそか
 くてあめのしたの人もろくこの書をよみてかしこくも此あらミ神の和魂をた

ましひとなさむには赤心報國のもとゐともなるへうこそ。

右第二の序文には執筆者の署名がないけれども和魂漢才の本末を辨じ赤心報國の基礎を固めんとした態度が看取される。(かの有名な淺見絢齋は帶刀に「赤心報國」の四字を銘して勤王の志を表はしてゐた)

尾張の菱屋平七といふ町人が老後の旅行見聞記たる享和二年八月の序ある筑紫紀行卷之七(續帝國文庫校訂紀行文集八〇六頁)に太宰府神社に就いて詳述してゐるが中に、

さて神領は千石 公より筑後國下妻郡水田村において寄附し給へり、また二千石、此筑前國の殿より寄附、又二百五十石、筑後國久留米侯よりの寄附、また五十石、同國柳川侯よりの寄附なりとぞ云々

と見えてゐるから、こゝに所謂「福岡の大城につかへらるゝ有志のものども」の意味も大體理解せられると思ふ。卷尾には權大僧都法印信全の筆になる和文の跋を載せてゐる。

しらぬひ筑紫の國に鎮りませる我大神の殘し給へりし教へくさの中にも今の世こそりて仰き尊むなる和魂漢才の文字あるを千引の石にゑりてこの廣前にたて

まゐらせつはた其をしへ草の露のひかりを廣く世にかゝやかしてんどて梓にも
 のせるは福岡のまこゝろある人々等のいとねもころ成こゝろさしのふかきをか
 まけつるをさらは此はし書をとせちにもとめけれいなみかたくてかくなん
 右の法印信全は今の太宰府神社宮司男爵西高辻信雅氏の祖父に當り當時當社の第
 一位を占めて當社に奉仕せられた人であるといふことである(同社社務所報)が日本
 教育史資料參、二一頁にも次のやうな文の中に宮司大鳥居信全の名が見えてゐる。

宰府神庫ノ書籍器物ノ中ニ三銅像混入シタリ、相傳フ是彼吉備公持來ノ孔子顔回
 闕損也ト、嘉永中夜須郡朝日村平山保成此像ノ塵埃ニ湮晦スルヲ慨ミ私財ヲ以テ
 龕ヲ製シテ納メ且宮司大鳥居信全ニ謀リ菅廟ノ側ニ聖廟學校ヲ營築セント議定
 セシニ包辨ノ人募金ヲ私シ終ニ三像ヲ典物トスルニ至ル云々

七、明治六年版(皇紀二五三三) 京都出版にして嘉永壬子正三位大常卿大中臣教忠
 及び嘉永五年壬子二月北野寺務宮院家法雲院僧正光通の序があるとのことである
 (黒川眞道氏報)が私はまだ手に入れてゐないし、明治七年十月刊行の村上勤兵衛輯御
 維新以來京都新刻書目便覽(京大文學部陳列館藏による)にも見當らないので分明し
 ないが、大體四に掲げた嘉永五年版乙本に近いものだらうと想像される。

八、北野文叢刊本(皇紀二五六六) 前章で述べた寫本を明治四十年東京國學院大學で北野誌三卷の中北野文叢卷八の中に入れて出版したものである。併し與書だけについても實純を實紀、寫之を寫書、諸家を家諸彼、二章を被、二章と誤刷してをり、又文備の文を落してゐる。學生等の分擔校正で印刷を急いだとか聞いてゐるが誠にミスプリントの甚だしいものである。伴信友の校本や三手文庫本(最近の)を除き句讀訓點の少かつた菅家遺誠が板本となつて之を加へられるや時として大なる差異を來してゐる。其の尤なるものは北野文叢本と日本教育文庫本との差であらう。

九、日本教育文庫本(皇紀二五六九) 明治四十三年黒川眞道氏を代表者とす同文館編輯局編纂の家訓篇五五—六〇頁に載せられたもので現今最も廣く流布してゐる。従つて本書によつて研究する者も少くないから注目に價すると思ふ。本書の由來と黒川氏の意見の一部分とはその解題に之を窺ふことが出来る。曰く、

本書は菅公の作なりと傳へられたれど、疑なき能はず、古來傳はれるを以て編入す、或は菅家代々の内、何人かの作ならむ、政事文學等の諸方面に互りての訓誠なり、本書全卷傳はらず、又其の一部脱文等あり、よりに續群書類従本、及び文久元年板黒川藏寫本等によりて補訂す、

と。その續群書類従本文久元年板、黒川藏寫本については已に之を略述したが底本としては教忠光通の序をもつたものを用ゐたとの事である(黒川眞道氏報)から四か七に據つたのであらう。活版本に伴ふ誤植の少くないことは本書も亦免れ得ぬところである。右の或は菅家代々の内、何人かの作ならむといふ考へ方は本居内遠がその著和歌の浦鶴の中に實に菅公の御作のものか又はその御家の後裔の御しわざか前二ヶ條ともに此意をふくみてのことゝ見ゆるにつきてはますゝ此もどづく所を明にせずしては口はしをいれがたしといふあたりにも、仄かに見えてゐる。(本居宣長全集一〇〇九頁)

國書解題に於て佐村八郎氏は凡て三十二箇項を記せり、此書數種あり、中には法曆の著なるもありと記してゐるが所謂法曆の著といふ意味が分明でない。又凡て三十二箇項を記せりとあるものはつきりしないが群書一覽の解題にも三十二條と見えてゐるからさういふ寫本があるのかも知れない。但し何を根據にかゝれたものか、單なる誤植に基いたとしても寶曆二年との間に何か關係がありさうにも思はれる、唯佐村氏の存生されないのが残念である。

第三章 和魂漢才の石碑に就いて

以上寫本及び板本に就いて考察したことによつて菅家遺誠の偽作を中心とした問題の大部と例の兩章の竄入に對する一部との參考資料を研究した譯であるが、更に後者の爲めには例の兩章のみを記念した諸社の石碑に就いて考察せねばならぬ。併し現在私の知り得た限りでは僅に次の四種(高雄山)を入れて五種にしか上らない。そして其の凡てが會遊の地であるから一度以上見た筈であるけれども確實に記憶してゐないので今度改めて北野神社以外は各社務所及び便宜ある知人の御厚意によつて碑文を寫して戴き、それを基礎としてこの一章を書くことにした。尤もそれらに於て疑はしい所や重要な點に就いては二人以上を累はし又は二回以上の手數を経て居るから報告者の無意識的過誤は比較的少からうと思ふ。

一、北野神社(皇紀二五〇八) 既に前章に掲載したやうに嘉永五年版乙本の第一序文である大中臣教忠の撰並書の中に、維貞又請公之裔孫黃門聰長卿、書篇中要語二則、勅碑、樹之北野 菅祠、憲章之意、可不謂勤矣哉といひ、第二序文である僧正光通の「謹識」したもの、而其中要語二則、爲讀漢藉者、下頂門一針矣、紀維貞特表章此、勅之石、以建於北野 菅祠、可謂善得 公之遺志者也」といひ、更に甲本乙本ともに、其の第一卷末に要語の二章を掲げた上で、稍々小さく「右二則者遺誠中之眼目也、既記於北野社東之碑焉

學漢籍者可用心之第一也」といふ注意を三行にわけて記してゐるが、現に北野神社の廟東、多くの石燈籠の立ち並んでゐるあたりに鮮に残つてをり、建碑の由來も同じ碑面に左の如く刻されてゐる。

嘉永元年四月應右兵衛大尉紀維貞需 菅原聰長

右遺誠要文二則宜爲後世龜鑑敬カ□請其三十一世東坊城黃門公書屬慶延坊卜 神意
惟卜協便勒石建之廟東以示諸人云

嘉永戊申初夏 右兵衛大尉紀朝臣維貞

之に依つて見れば、嘉永元年揮毫を請うて同年建碑したもので、出版に先だつこと、四年である。前章に掲載した嘉永五年版丙本法眼清根の跋の中程「紀維貞うまく讀考へて云々」の六七行に建碑の由來を詳述してゐる。尙此の石碑の摺本については前章嘉永五年版丙本の條に略述したが更に後篇第二章に於ても論述する機會があるだらうと思ふ。

二、高雄山(皇紀二五一二) 神護寺發行の高雄山略誌第一六頁に

和氣清麻呂公墓、當寺背後の山腹にあり、墳の傍に古來より和魂漢才、實事篤行と題せる自然石あり、

と見えてゐるが、半井眞澄編輯の和氣公御傳記二葉乃楓(明治四十三年十一月初版、同四十四年三月再版、弘文堂書院藏版)の口繪にはその寫眞が掲げられてゐる。即ち明治三十一年四月十五日に建てられた和氣會長正三位公爵應司熙通の筆になる贈正一位和氣清麻呂公墓に向つて左側に右の八字を二行に並べて草と行とを交へた程度の書體で書いてゐる。右肩には「溫故而知新已可爲師矣」の印を刻し、左下には第一に關白の二字を中央におき、右に「壽比南山」、左に「福如東海」を入れた圓形の印を刻し、第二に「至誠如神」を正方形の中に入れた判を刻してゐる(大志萬準治氏の作つて下さつた拓本に據る)明治三十二年十月發行の湯本文彦著和氣公紀事六十五丁表にはこの碑を説明して嘉永四年神號宣下の時に於て應司關白政通公が右八字を自書して石に刻して護王社の前に建てられたが社殿を烏丸街に遷さるゝに臨んでも仍ほ高雄山の舊社地に殘されてゐたから「今マ之ヲ墓前ニ移シタ」といつてゐる。而して明治四十五年に半井眞澄氏の編んだ贈正五位座田維貞君小傳には

今高雄山護王神社の舊趾にある關白政通公の書と魂漢才實事篤行の八字を刻せし碑も亦君の建設する所なり

といつてゐるから和氣清麻呂の御贈位が維貞の建白と政通の奏上とによつた様に

この碑も亦兩人の努力に成つたものであらう。そしてこの石碑の碑文に就いては更に後篇第二章に參考資料を掲げておく。

三、大阪天滿宮皇紀二五一二 同社務所及び秋葉文學士の御示教によれば建碑の年代は嘉永五年壬子夏六月にして建碑の篤志家は大倉法橋菅原信古である。即ち全面の文字は

(右横面)

松梅 土佐左近將監光文 兩筆 執事 小谷能登介
土佐伊勢 守光清 幹事 井上宗祥

(正面)

凡神國一世云々
凡國學所要云々
應右兵衛大尉紀維貞需 菅原聰長

(左横面)

余謁北野 聖席觀 東坊城君所筆 菅公遺誠之碑文不勝感欽
仰之至模上石以建于浪華天滿祠内

嘉永五年歲壬子夏六月

大倉法橋菅原信古敬白

の如く刻されてあり、而も正面には松梅の繪が描かれてゐるとの事である。土佐家系圖によれば光文は光清の次弟にして父光孚タケの三男に當り、從四位下備前守に叙せられその本家を嗣ぎ明治十二年十一月九日年六十八を以て卒した。兄光清も同じく從四位下に叙せられ文久二年十一月二十一日年五十八を以て卒した。(横井時冬著日本繪畫史一〇七―八頁所載)從つて建碑の時は光清四十八歳光文四十一歳のことである。共に宮中の繪所預りである。建碑者たる大倉法橋は嘉永五年版丙本の條に略述しておいた。而してこの碑を建てたのは丙本に清根の跋を書した嘉永五年と同じく菅公九百五十年祭の折で和魂漢才碑として有名な太宰府のそれに先立つこと實に六年である。建碑の由來は右に掲げた左横面の菅原信古敬白中に明示されてゐる。

四、太宰府神社(皇紀二五一八) 文久元年版の權大僧都法印信全の跋に

しらぬひ筑紫の國に鎮りませる我大神の殘し給へりし教へくさの中にも今の世こそりて仰き尊むなる和魂漢才の文字あるを千引の石にゑりてこの廣前にたてまゐらせつ

とあるが太宰府神社々務所よりの御示教によれば羽州平田内藏介鏡胤奥州今村要太郎外百餘名によつて安政五年に建立されたとの事である。鏡胤はいふまでもなく篤胤の養子であるが今村要太郎の名は氣吹屋門人録に見えないから詳細はわからない。

五、湯島天神(皇紀二五五三) 同神社々務所より示教された所によれば、明治二十六年中子爵福羽美靜の建立したもので、菅家遺誠中の例の二章を刻されてある。尙右石碑の模寫掛軸一幅は常に社務所の床間に掛けてあるとの事である。福羽子爵は大國隆正の門人にして「菅公一千年」の著者である。同書は筆者野村傳四郎氏の跋によれば、

本年一月のことなりき。先生予を病床に延きて菅公の事歴を評論せらるゝもの三夜、予筆受して家に還り私に文辭を修飾し註記を施こし以て一冊子となす。本書すなはち是なり。

といふもので、菅公の一千年祭に際して菅公を敬する人は世に多いが、或はその敬しかた、心のおもひ様とりたがへたることなきにあらざる考へて七十二翁元々居老人硯堂美靜が之を辨じたものである。福羽子爵は石見の國の生れで固より人鷹菅公

の靈を尊んでゐたが曾て生國にあつて修業中、九百五十年の大祭にあつて「それに對する大國隆正師の思考等をきゝなほ今に懷ふ所なり」と序に記してゐるが隆正の「やまとたましひ」に掲げられてゐる菅家遺誠に關する記事を本書の附録としてゐる。菊版六〇頁を上中下三篇に別ち中に菅家遺誠を引用してゐるが、監頭にも遺誠の文のよみかた、世のつねのとはいさゝか違へり。こはわが師大國翁の説に従へるものにして云々」といつてゐるやうに、自非和魂漢才とよませてゐる。同じ一六頁監頭に、「菅家遺誠の碑東京湯島公園菅公祠前に樹てたり、大國隆正翁が筆にかゝる」と斷つてゐるから、建碑の年代は新しいが石碑の文字は相當古いものであり、その意味も隆正學によつて解せらるべきであらう。同社からの御示教によれば、第二の文は「凡國學所要雖欲論涉古今究天人云々」とあつて野々口隆正の名が記してあるとのことである。

以上不十分ながらも寫本板本及び石碑による資料に就いて略述した。吾人は是等の資料と更に其の内容及び旁證等とを論據として次に菅家遺誠の偽作と例の兩章の竄入とに就いて考察して見ようと思ふ。(前篇終一四、六、一一)